

# 攻略！令和2年分年末調整

## 新様式“マル基配所”は全員が対象



令和2年分の年末調整は改正事項が盛りだくさん。中でも、新登場の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」、通称「マル基配所」は、一見複雑で字も細かいため、思わず拒絶反応が出てしまう方も多いかもかもしれません。なれど恐るるなかれ。書く項目は限られています。ご自身の記入箇所を確認してみましょう。

### 3つのパート、当てはまるところだけ見ればOK

新様式「マル基配所」は、従前の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に、改正によって新たに設けられた「基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」が統合したもので、3つのパートに分かれています。適用する控除に係る申告書のみ記入することとなります。

たとえば赤のパート「給与所得者の基礎控除申告書」は、合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方が対象です。年末調整は年収2,000万円以下の方が対象であるため、年末調整対象者のほぼ全員が当該申告書を記入するといってもよいでしょう。

**令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書**

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)		

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が33万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
- ② 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- ③ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

① 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

② 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄がD～Gに該当している場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

区分Ⅰ		区分Ⅱ	
配偶者の氏名		配偶者の氏名	
(A)	48万円	(D)	16万円
(B)	32万円	(E)	13万円
(C)	32万円	(F)	13万円
		(G)	12万円

合計所得金額 1,000万円以下  
かつ  
配偶者がいる人のみ記入  
従前の「配偶者控除等申告書(マル配)」該当部分です。

年収 850万円超 かつ 一定※の人のみ記入

※本人もしくは扶養親族等が特別障害者、または扶養親族が23歳未満の場合

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

## 「年収」「合計所得金額」「収入金額」「所得金額」……これって何が違うの？

申告書には、「所得金額」や「収入金額」等、似たような言葉が多く登場します。どの金額で判定するのか、どこにどの金額を書き込むのか、迷いやすい点を以下に整理しました。

### 給与所得の収入金額

社会保険料や源泉などを控除する前の給与・賞与の合計額。いわゆる「年収」です。金銭で受け取るものの他、現物支給されたものや、会社から低価格で受け取ったもの等も含まれます。

「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」には、給与所得の収入金額の欄があります。複数先から給与がある場合は、忘れずに合算をしましょう。

他方、「所得金額調整控除申告書」における収入金額要件は、**年末調整の対象となる“主たる給与”**の収入金額のみで判定します。

### 所得金額

収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」において、「給与所得」と「給与所得以外の所得の合計額」について、それぞれ所得金額の記載欄があります(詳細は後述)。

これらの合計が「**合計所得金額の見積額**」となります。

例えば、配偶者控除等の適用の基準「合計所得金額1,000万円以下」は、収入が給与だけの場合、**年収(給与収入)ベースでは「1,195万円(所得金額調整控除適用の場合1,210万円)以下」と**なります。



「合計所得金額の見積額」は、次のように所得控除の判定に用いられます。

#### ▶ 基礎控除の判定

合計所得金額によって基礎控除の額が決定されます(48万円、32万円、16万円の3段階)。合計所得金額が2,500万円超の方は、基礎控除が適用されません。

#### ▶ 配偶者控除と配偶者特別控除の判定

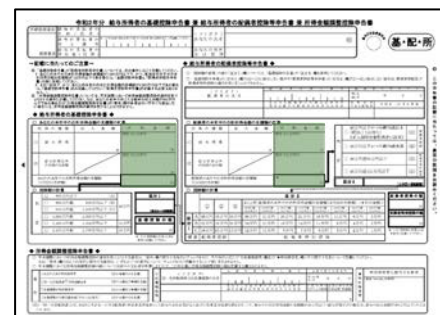
配偶者控除と配偶者特別控除が適用されるかどうか、控除額はいくらになるかは、本人と配偶者の合計所得金額で決定されます。**ご本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が133万円を超える場合は、いずれの控除も適用されず、配偶者特別控除等申告書欄の記載は不要**です。

「マル基配所」最大の難所は「**所得金額**」欄の計算。

給与所得の「**所得金額**」は、すぐ左に記入した「**収入金額**」をもとに、下表に当てはめて計算<sup>※</sup>します。

(※) 所得金額調整控除の適用がある場合は適用後。

給与の収入金額(A)	給与所得の「所得金額」欄に記載する金額
1円以上 550,999円以下	0円
551,000円以上 1,618,999円以下	(A) - 550,000円
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	$((A) \div 4 (\text{千円未満切捨})) \times 2.4 + 100,000 \text{円}$
1,800,000円以上 3,599,999円以下	$((A) \div 4 (\text{千円未満切捨})) \times 2.8 - 80,000 \text{円}$
3,600,000円以上 6,599,999円以下	$((A) \div 4 (\text{千円未満切捨})) \times 3.2 - 440,000 \text{円}$
6,600,000円以上 8,499,999円以下	$(A) \times 0.9 - 1,100,000 \text{円}$
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円



「給与所得以外の所得の合計額」には、源泉分離課税により納税が完結するものや、確定申告しないことを選択した所得は含めずに計算してください。「**公的年金等**」はここに含めます。



これを乗り越えれば、後は矢印に従って判定するだけ。あと一息です。